

保存版

令和7年4月改訂版

桜丘小学校 学校防災・防犯等 安全対策マニュアル

本マニュアルは、防災・防犯、有事の際等の行動について示しています。ご家族で一緒に読んでいただき、確認をお願いいたします。

＜目 次＞

| | | |
|-----|------------------|------|
| I | 学校防災計画 | p 1～ |
| II | 防災・防犯等マニュアル 地震 | p 2～ |
| III | 防災・防犯等マニュアル 風水害 | p 7～ |
| IV | 防災・防犯等マニュアル 火災 | p 8～ |
| V | 防災・防犯等マニュアル 不審者等 | p 9～ |

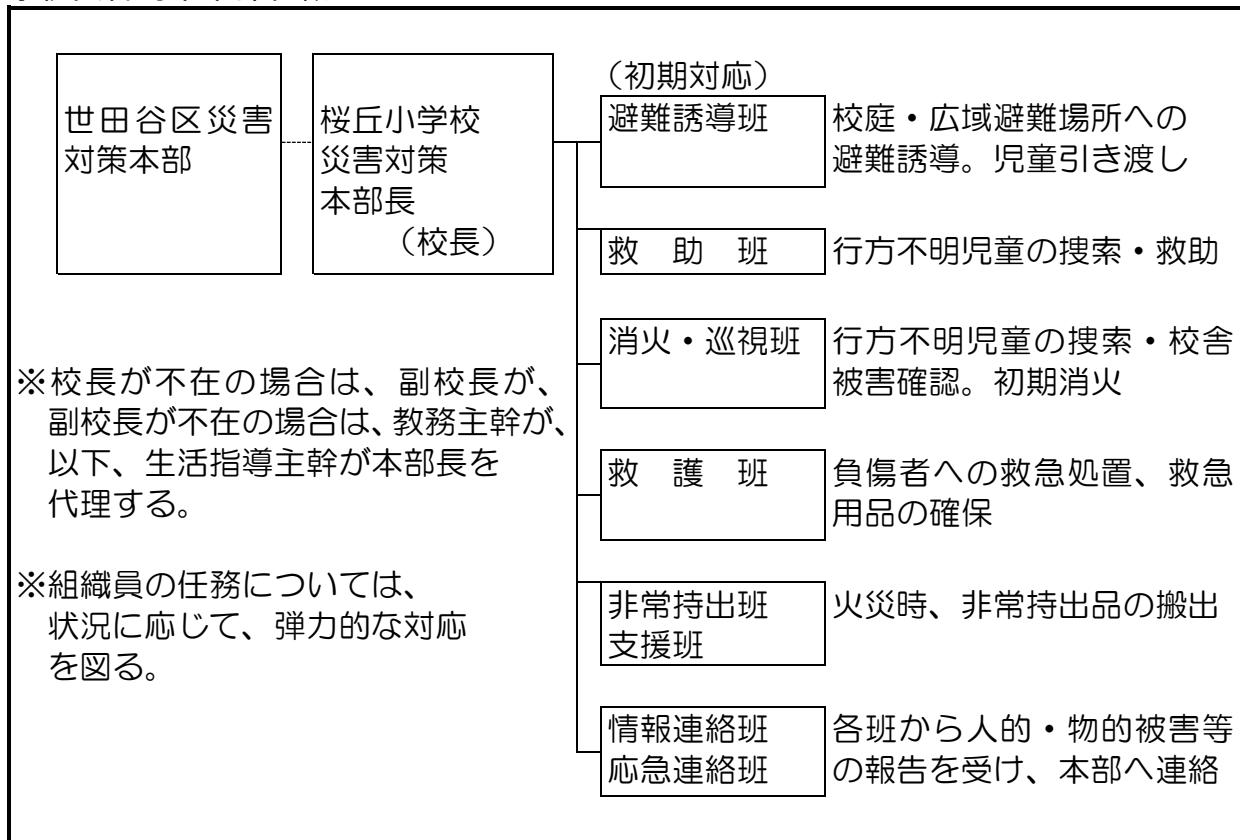


I 桜丘小学校 学校防災計画

1 基本方針

- (1) 児童の生命及び身体の安全確保を第一とし、迅速かつ的確に対応する。
- (2) 学校は、危機管理対策室災害対策課、経堂まちづくりセンター、桜丘小学校避難所運営委員（経堂1丁目町会・経堂南町会）組織等との連携を密にし、地域と一緒に防災対策に努めるとともに、避難所の開設及び管理・運営に協力する。
- (3) 正確な情報を収集し、迅速な状況判断をする。
- (4) 早期の教育活動の再開に努める。

2 学校災害対策本部組織



3 避難・防災訓練等の充実

- ・避難・防災訓練は、教育課程の中に位置付け、児童が体験的に理解できるよう計画的に実施する。
- ・事前に意義を理解させ、「自らの身は、自ら守り安全に行動できる」ことを基本にして指導を行う。
- ・訓練は、多様な状況や方法を想定して実施する。緊急地震速報も活用する。

4 防災教育の充実

- ・学校安全計画内に位置付けた防災教育を実践する。
- ・災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解し、安全に関して自ら的確に対応できる判断力や行動力を身に付けさせる。

II 桜丘小学校 防災・防犯等マニュアル

地震

災害・防犯等に対応する基本行動マニュアルです。児童の安全を第一に対応します。災害等の状況により、臨機応変の対応が求められる場合があることもご理解の上、ご協力をお願いいたします。

1 大規模地震発生時の学校の対応について

- ☆児童の安全確保を第一に対応します。
- ☆児童が負傷している場合、応急処置に努めます。
- ☆ショックを受けている児童の心のケアに努めます。
- ☆大きな災害時には、安全を確保するため、保護者に引き渡すまで児童を預かります。

2 保護者の方へのお願い

- ・緊急時に学校が最も頼りになるのは、PTA及び地域の方々です。緊急時の対応、安否確認、連絡等にご協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。
- ・日頃から、通学路の危険な場所を親子で確認しておきましょう。
- ・緊急時にお子さんとどのように連絡を取り合うか、家族の集合場所はどこか、避難先や避難時に持ち出す物等について家族で話し合い、お子さんと確認し合いながら、下記の表に記入しておきましょう。
- ・災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板のやり方を習得しておきましょう。
- ・お子さんに保護者以外の引き取り人の名前を教えておいてください。
- ・引き取り人は、複数申請できます。できるだけすぐにかけつけることのできる方を引き取り人としてお願ひし、申請してください。



【 我が家の避難場所メモ 】

| | | |
|---------|--------|---------------|
| 学校にいる場合 | 避難場所 | 桜丘小学校 |
| | 引き取り人 | |
| | 広域避難場所 | 馬事公苑・東京農業大学一帯 |

<ご家族で相談したり確認したりして、ご記入ください。>

| | | |
|-----------------------|------------------|--|
| 学校以外にいる場合 自宅・外出時など | 一時（いっとき） 集合場所 | |
| | 避難場所 | |
| | 広域避難場所 | |

【避難時持ち出し品】



在宅避難のすすめ

自宅で居住の継続ができる状況であれば、在宅避難をしましょう。避難所では、環境の変化などによって体調を崩す人もいます。事前に住宅の耐震化を行い、食料や水など必要な物を日頃から備え、可能な限り在宅避難できる準備を整えておくことが大切です。

【ガス・電気・水道の代替】

【万が一電気・水道の不自由】
ライフラインの代替品を備えておくと安心。ガスはカセットコンロ、電灯は乾電池で作動するヘッドランプを利用します。水は日頃からペットボトルなどの水を多めに準備し、近所の「災害時給水ステーション（給水拠点）」の確認をしておきましょう。

【食料品や日用品の備え】

【食料品・日用品の備蓄】
日頃から食料や日用品を多めに買い揃え、普段生活する中で消費していく日常備蓄なら、無理なく備蓄を続けることができます。 「東京防災」より

3 登下校中に大規模な地震（震度5弱以上）が発生した場合

① 自分の身を守る。一時避難をする。

- ・『落ちてこない 倒れてこない』安全なところをさがす。
- ・しゃがんで、ランドセル等で頭部を守り、けがをしないよう危険を回避する。
- ・ブロック塀や自動販売機、電柱や垂れ下がった電線などには、近付かない。
- ・建物の窓ガラス、外壁、看板・広告物の落下に注意し、落ちてきそうなときは、その場から離れる。
- ・自分がけがをした場合には、大きな声で助けを求める。

② 自宅にもどるか 学校へ向かうか 判断する。

- ・登校時…自分または学校の近い方に避難する。保護者不在が明確な場合は、学校に避難する。
- ・下校時…速やかに帰宅する。ただし、学校が近い場合、保護者の不在が明確な場合は学校へ戻る。
- ・近くに安全な場所（広場・公園・避難場所等）があれば、一時的に避難する。
※保護者の不在については、お子さんにも分かるようにしておきましょう。
※どのような行動をとるのか、学校においても指導しますが、ご家庭でもよく話し合ってください。

③ 安否の確認

- ・学校にいる児童や下校後学校に避難してきた児童を確認します。また、新BOPとも連携し確認します。
- ・緊急連絡メールすぐーる、学校ホームページ等により、児童の状況、学校の対応、お願いについてお伝えします。（被害状況により伝達ができない場合もあります。）
- ・自宅にお子さんがいる場合、保護者の方は、学校にお子さんの状況をご連絡ください。
（すぐーるの利用が可能な状況ならば、学校から発信したアンケートに状況を回答いただきます。）
- ・連絡がない場合は、担任または教職員が訪問等を行い、安否確認に努めます。（※）
- ・通学路を巡回し、児童の安全確保にあたり、学校に誘導します。
- ・必要に応じてPTA・町会・自治会の方々にご協力ををお願いし、通学路や学区域の安全確認や児童の安否確認をお願いすることもあります。
(※) 教職員及び、町会・自治会の体制が整わない場合や被害状況によっては訪問できない場合もあります。

④ 保護者への児童の引き渡し

- ・学校にいる児童について、保護者または、緊急時の引き取り者（引き渡しカードに記入してある方）に来校していただき、引き渡しを行います。
- ・引き取り者が来校するまでは、お子さんをお預かりします。
※危険防止のため、自動車・自転車での来校はできません。

4 おさんが学校にいるときに大規模な地震（震度5弱以上）が発生した場合

- ① 自分の身を守る。
 - 『落ちてこない 倒れてこない 移動してこない』安全なところをさがす。
 - 緊急地震速報を聞き、あと〇〇秒でできること（危険回避行動）を行う。
 - ・教室にいる場合…防災頭巾をかぶり、机の下にかくれ、机の脚を持ち、頭部を守る。
 - ・校庭にいる場合…校舎から離れ、中央に集まってしゃがむ。
 - ・体育館にいる場合…頭部を保護し、中央に集まってしゃがむ。
 - ・廊下にいる場合…柱のかけか、教室に入り、頭を抱えてしゃがむ。
 - ・階段にいる場合…近くの階へ。その場で腹ばい、手すりにつかまる等、転落を防止。
 - ・昇降口にいる場合…校庭の安全な場所に移動する。
- ② 校庭に一時的に避難をする。（火災発生の有無、気象状況、周辺の状況等により、教室で待機したり、二次避難場所へ避難したりする場合もある。）
 - ・担任及び専科、近くの教員の指示をしっかり聞く。
 - ・校内放送により、おさない かけない しゃべらない もどらない の避難約束を守り、校庭に避難する。（放送設備が使用できない状況となる場合もある。）
 - ・人数確認、児童の状態（負傷等）を確認する。
- ③ 保護者に引き渡すまでの安全確保と待機をする。
 - ・状況により、校庭にとどまるか、校舎内に戻るか、指示する。
 - ・緊急連絡メールすぐーる、学校ホームページ等により、児童の状況、学校の対応、お願いについてお伝えします。（被害状況により伝達ができない場合もあります。）
 - ・病気などで自宅におさんがいる場合は、保護者の方は、学校におさんの状況をご連絡ください。（欠席者の安否、状況確認のため）
- ④ 保護者への児童の引き渡し
 - ・世田谷区では、震度5弱以上の地震が発生した場合は、全児童、保護者への引き渡しとなります。この場合、震源地の震度ではなく、東京、世田谷など、桜丘地区を含む地域の震度とします。
 - ・緊急連絡メールすぐーる、学校ホームページでも配信しますが、メールが届かない状況であっても、速やかに児童引き取りのため、学校に向かってください。
 - ・引き渡しは、保護者または、保護者が届け出た緊急時の引き取り者ですので、事前に複数の引き取り者をご記入ください。
 - ・引き取り者が来校するまでは、おさんをお預かりします。

※危険防止のため、自動車・自転車での来校はできません。

5 長期にわたって、学区域外に避難するとき

- ・学校に避難先をお知らせください。
- ・電話が通じないときは、**すぐーるの欠席・遅刻連絡の備考欄**に記入して連絡いただか、はがきにて下記の連絡事項を記入しお知らせください。

電話番号 03-3429-1375（職員室）

学校臨時の携帯番号 070-3035-6667

〈長期避難先連絡事項〉

- | | | | |
|----------------------|-------------|---|-------------------|
| 1：児童名 | 学年 | 組 | 2：安否状況（元気、負傷の有無等） |
| 3：避難先住所・電話番号 | 4：避難先のお宅の名前 | | |
| 5：避難期間（いつごろ戻ってこれそうか） | 6：誰と避難するのか等 | | |

6 震度4以下の地震が発生し、余震が断続的に続いているなど通常の下校ができない場合

- ・震度4以下の地震が発生した場合、原則、学校は通常授業とします。ただし、在校中に震度4の地震が発生した場合は、原則、学年ごとに教職員引率による色別下校をします。
- ・集団下校の際には、下校開始時刻等について緊急連絡メールすぐーる、学校ホームページ等でその旨をお伝えします。
- ・学童保育の児童は、新BOP、**民間学童へそれぞれ**引き継ぎます。
- ・集団下校時に不在家庭については、状況（低学年、児童の実態等）に応じて学校へ連れて戻る場合もあります。

III 桜丘小学校 防災・防犯等マニュアル 風水害

1 「台風」「集中豪雨」「大雪」時の学校の対応について

世田谷区（23区西部）に「暴風警報」（「暴風雪警報」を含む）が気象庁より発令された場合、各園・学校は、以下の基準にもとづき、安全対策を講じるものとします。

① 登園・登校前に発令された場合

- 午前6時までに解除された場合・・・平常保育・授業とする。
- 午前6時までに解除されない場合・・・小学校を臨時休業日とする。

前日までに台風の接近・通過や大雪等が予想される場合には、園・学校から、対応の内容や留意点等の詳細を連絡いたします。また、世田谷区のホームページにも、区としての対応方針が表示されます。なお、学校から通知した内容と台風接近・通過の当日の対応に変更がない場合は、改めて各学校から緊急連絡メール等を発信いたしません。また、区や学校のホームページにアクセスできない場合や緊急連絡メールの通知が遅れる場合があるため、気象庁ホームページにて暴風警報（世田谷区）の有無を確認の上、ご判断ください。

② 在校時における措置

「暴風警報」が発令された時刻やその他の警報等の情報を勘案して、区としての安全対策（「降園・下校時刻の変更」や「一時待機」等）を決定し、各園・学校に周知します。

区の安全対策に基づき、「下校時刻前に」または「一時待機」してから、原則として、教職員等が付き添って、学年ごとに集団下校させます。

- ・天候が下校に支障をきたさないと判断するまで児童を学校に留め置きます。
- ・災害の状況により、緊急連絡メール、学校ホームページ等により連絡します。
- ・天候状況により、保護者の引き取り、または教職員引率による学年ごとの集団下校により下校します。

③ 登下校時における措置

- ・区教育委員会等より休校措置が指示される場合以外は、原則として学校は平常授業を行います。
- ・台風・大雪等、荒天時の登校に際しては、「保護者引率での登校」「天候回復状況をみての時差登校」「登校させない」など保護者が判断することができます。保護者の判断により児童を遅刻させた場合は、「遅刻」扱いとはしません。また欠席をさせた場合は、「欠席」扱いとはしません。登校をしない場合、保護者の方は必ず学校に連絡ください。
- ・風雨が強まった際には傘の使用は避け、レインコートを着用させてください。
- ・下校の際は、台風の風雨ばかりでなく、落雷や切れた電線、飛来物などに十分注意します。また、帰宅後は無理に外出をしないようにしてください。

- ・河川や水路などが急に増水したり、マンホールのふたが開いていたりすることがあるので、水が流れているところはできるだけ歩かないようにする。
- ④ 移動教室等宿泊行事が予定されている場合
- ・学務課・教育指導課と協議するとともに、現地の状況を踏まえた上で、集合、出発時間、行程、実施内容の変更等、安全対策を講じます。

なお、世田谷区教育委員会が発出したしました「台風接近・通貨等に伴う臨時休業等に関するガイドラインについて」(幼児・児童・生徒の登降園・登下校時の安全確保について)に本件は基づいています。ご参照ください。(学校ホームページに添付)

IV 桜丘小学校 防災・防犯等マニュアル 火災

1 「火災」時の学校の対応について

- ① 消防計画作成・届出、日常の火災予防・点検
- ・副校長（防火管理者）は、各年度当初に消防計画を作成し、消防署へ届出する。
 - ・日常の火災予防・点検を教職員各自の役割（防火管理者、防火責任者、火元責任者）で行う。
- ② 在校時における措置
- ・避難手順に基づき、「おかしも（おさない・かけない・しゃべらない・もどらない）」の約束を徹底し児童の安全を確保する。
 - ・状況に応じ、第二次避難場所（長島大榎公園）に避難する。
 - ・災害の状況により、緊急連絡メールすぐーる、学校ホームページ等により連絡し保護者に引き渡す。
 - ・近隣火災においては、状況に応じ、避難の必要性の有無、避難場所、避難経路等を判断する。

V 桜丘小学校 防災・防犯等マニュアル 不審者等

1 「不審者等的災害」時の学校の対応について

① 在校時不審者情報が入った場合における措置

- ・警察、教育委員会等関係諸機関と連携し情報を収集し、児童の安全を第一優先に対応する。
- ・児童の安全が確保されるまで学校に児童を留め置く。
- ・災害の状況により、緊急連絡メールすぐーる、学校ホームページ等により連絡し保護者に引き渡す。
- ・状況により保護者の引き取り、または学年ごとの集団下校（教職員引率）により下校する。

② 児童への指導

- ・登下校時の約束を守る…「決められた通学路を複数で通る。登下校の時間を守る。寄り道をしない。」など
- ・「いかのおすし」…知らない人についていかない、他人の車にのらない、おおごえを出す、すぐ逃げる、（何かあったらすぐに）しらせる。
- ・「は・さ・み」…は（はいるときは周りをよく見る）、さ（さっと乗ってボタンの前）、み（みんなで乗ろう）エレベーター」

③ ご家庭へのお願い

- ・来校時は、必ず保護者証を着用のうえ受付でチェック、または、ご記名ください。
- ・外出時の約束「いつ・どこへ・だれと・帰宅時刻を告げる」を守らせましょう。
- ・保護者の皆さんもぜひ毎年実施しているセーフティー教室にご参加ください。
- ・暗い道、家に入る時、エレベーターの使用時、留守番時など、身の安全のために注意すべきことを具体的に教えておいてください。
- ・近隣の方、保護者同士で情報を共有し、お子さんの放課後の様子を掌握するよう努めましょう。
- ・交番など公共機関の位置、ピーポーくんのステッカー、危険個所など、お子さんとともに地域をめぐり、地域の様子を把握しましょう。

2 交通安全に関する指導について

① 道路の歩行と横断

- ・横断歩道の安全な渡り方……歩行訓練（1年生）
- ・道路のきまりと自動車の特徴・安全な歩行……交通安全教室（2年生）
- ・雨や雪の日、夕暮れ時や夜間の安全な歩行の仕方

② 自転車の乗り方

- ・自転車安全教室（3年生）

※安全指導計画（生活安全・交通安全）作成の下、毎月1回、安全指導日に学級指導を実施。